

鳥羽商船高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日
最終改正 令和 5 年 1 月 17 日

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥羽商船高等専門学校学則（以下、「学則」という。）第48条の規定に基づき、専攻科の単位の修得、授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(単位数の計算)

第2条 1単位時間は、50分を標準とする。

2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の基準により単位数の計算をするものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

(履修の方法)

第3条 専攻科に開設する授業科目の履修にあたっては、開設する学期の当初に履修届（別紙第1号様式）を所定の期日までに提出しなければならない。ただし、特別研究、特別演習及び実験についてはこの限りでない。

2 履修届受理後に、履修科目の変更は認めない。

3 履修届を提出した授業科目は、所定の履修辞退願（別紙第2号様式）を学生課教務係に提出し、校長の許可を受けることにより履修を取り止めることができる。

(指導教員)

第4条 専攻科の学生は、各専攻の指導教員から授業科目の履修及び特別研究の指導を受けるものとする。

2 特別研究の指導については、専攻科委員会の承認を得て教育研究分野に関連のある他専攻の指導教員の指導を受けることができるものとする。

(試験)

第5条 専攻科の試験は、中間試験、期末試験、追試験及び単位認定試験とする。

2 中間試験は、開設する授業科目（特別研究を除く）の授業時間に実施できるものとする。

3 試験の実施対象は、第3条第1項に規定する履修届により、履修の届け出がなされた授業科目とする。ただし、履修辞退願を提出した授業科目については、試験を受けることができない。

4 追試験は、次の各号の一に掲げる事由により中間試験、期末試験、単位認定試験を受けられなかった者のうち、所定の期日までに追試験受験願（別紙第2号様式）を提出し、その許可を得た者に対して実施する。

- (1) 病気・けが（医師の証明がある場合に限る。）
- (2) 忌引
- (3) その他やむを得ない事由があると校長が認めた場合

5 学業成績が、60点未満の評定を受けた科目（以下「不認定科目」という。）を有する者には、単位認定試験を1回に限り行うことができる。ただし、以下の科目については、単位認定試験を行わない。

| | |
|-----------|---|
| 海事システム学専攻 | 海事システム学特別研究Ⅰ 海事システム学特別研究Ⅱ 海事システム学実験Ⅰ 海事システム学実験Ⅱ 海事システム学特別実習 |
|-----------|---|

| | |
|------------|--|
| 生産システム工学専攻 | 生産システム工学特別研究Ⅰ 生産システム工学特別研究Ⅱ 生産システム工学特別演習Ⅰ 生産システム工学特別演習Ⅱ 生産システム工学実験Ⅰ 生産システム工学実験Ⅱ 生産システム工学特別実習 |
|------------|--|

6 単位認定試験を受けようとする者は、あらかじめ所定の単位認定試験受験願（別紙第4号様式）を教務係に提出して、校長の許可を受けなければならない。

7 単位認定試験は、期末試験の終了後において、校長の定める期日に行う。

（成績評価）

第6条 成績は、授業科目（シラバス）の評価割合に従って評定する。

2 最終学年における特別研究の評価は、特別研究論文を提出し、特別研究発表会において発表を行った者に対して行う。

3 成績の評価は、優、良、可及び不可の評語をもってし、次の評点区分による。ただし、特別研究と特別実習は合格・不合格とし、評語を合・否とする。

| 評語 | 評点区分 |
|----|--------|
| 優 | 100～80 |
| 良 | 79～70 |
| 可 | 69～60 |
| 不可 | 59～0 |

4 各授業科目とも、欠課時数が授業時数の15分の4を超える者に対しては、評価を行わない。ただし、欠課時数に出席停止、公傷、忌引、連続1週間以上にわたる病気による欠席及び公欠等が含まれる場合は、準学士課程の「出欠席」の規定に準じて取り扱う。

また、別表に定める事項に該当するものは公欠とし出席扱いとする。

5 履修辞退を許可された授業科目は、取り止める以前の欠課時数及び成績は記録に残され、学業成績の評定は「不可」と記録される。

6 単位認定試験により単位の修得を認められた科目の評定は、60点とする。

（単位の認定）

第7条 前条第3項に規定する成績評語が優、良及び可に評価された授業科目について、当該授業科目を修得したものとして、単位の認定を行う。

（再履修）

第8条 前条の規定により履修した授業科目について単位が認定されなかった場合は、再履修することができる。

2 前項に定める再履修の手続きは、第3条の規定を準用する。

(他の教育施設で修得した単位の認定)

第9条 他の教育施設で開設されている授業科目を履修しようとする場合は、別に定める「教育施設等における学修許可願」を事前に校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定にしたがって他の教育施設で修得した単位は、16単位を超えない範囲で専攻科における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

(専攻科の修了)

第10条 専攻科課程の修了に必要な修得単位数は62単位以上とし、次の各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 一般科目 6 単位以上

(2) 専門共通科目 16 単位以上

(3) 専門専攻科目 40 単位以上

2 専攻科課程の修了の認定は、修了認定会議における審議を経て校長が行う。

(成績評価の意義申し立て)

第11条 成績評価に異議のある者は、単位取得状況（成績）通知表配布の開始日から3日以内に教務係に申し出るものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和4年度以前に入学した者の単位認定試験の取り扱いについては、改正後の規程にかわらず、なお従前の例による。

第1号様式（第3条関係）

令和 年度 履修届

令和 年 月 日

| [] 専攻 | [] 学年 | 氏名 _____ | | | |
|--------|--------|------------|------------|-------|----|
| 授業科目 | 単位数 | 開設 | | 担当教員名 | 備考 |
| | | 前期 (秋期) | 後期 (春期) | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

注意：1. 開設欄は該当欄に○印を記入すること。

2. 他の教育施設で履修する科目があれば併せて記入すること。なお、備考欄にその旨

明記すること。

3. この届は、令和 年 月 日までに学生課教務係へ提出すること。

第2号様式（第3条関係）

履修辞退願

令和 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校長 殿

[_____] 専攻 [_____] 学年
氏名 _____

私は、令和 年度 期履修届を提出しましたが、下記科目の履修を辞退
したいので、よろしくお願ひします。

記

| 履修辞退科目 | 単位数 | 教員名 |
|--------|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

第3号様式（第5条関係）

追試験受験願

令和 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校長 殿

[] 専攻 [] 学年
氏名 _____

私は、令和 年度 前・後期 中間・期末試験、単位認定試験の際、下記事由により下記科目を受験できなかつたので追試験を実施して下さるようお願いいたします。

記

事由

(注) 病気等の場合は診断書添付

| 追試験科目名 | 教員名 | 備考 |
|--------|-----|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

第4号様式（第5条関係）

単位認定試験受験願

令和 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校長 殿

[_____] 専攻 [_____] 学年
氏名 _____

私は、令和 年度 期下記科目の単位認定試験を受験させていただきたくお願い申し上げます。

記

| 再 験 科 目 名 (単位数) | 教 員 名 | 備 考 |
|-----------------|-------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(注) 試験受験前までに教務係へ提出のこと

別表（第6条関係）

1 公欠

| 事由等 | 備考 |
|---|---|
| (1) 全国高等専門学校連合会の主催又は共催による各種体育大会及び文化活動への出席による欠席・欠課 | |
| (2) 上記に準ずる場合の欠席・欠課 | <p>① 国民体育大会・県民体育大会へ選手としての出場（結団式へ出席する場合も含む）</p> <p>② 大学リーグ（学生選手権）・全国高等学校体育連盟・市民大会等の公式試合への出場</p> <p>③ 学校が出場を許可したコンテスト等への参加</p> |
| (3) 災害や交通事情等、やむを得ない理由による欠席・欠課で、その事実が確認された場合 | (注) これ以外の取扱いに関しては、教員会議において審議する。 |
| (4) インフルエンザ等感染症による欠席の扱いに関する内規による欠席・欠課 | |
| (5) 公傷による欠席・欠課 | |
| (6) 自宅が地震、水害、火災その他の災害に被災したための欠席・欠課 | |
| (7) 公民権行使のための欠席・欠課 | |
| (8) 校長が必要と認めた欠席・欠課 | <p>① 校内においてレントゲン撮影又は心電図検査を受けられなかつた者が、本校指定の機関で受けた場合</p> <p>② レントゲン撮影又は心電図検査の結果、精密検査・間接再撮影の通知を受け、検査等を受けた場合</p> <p>③ 無線従事者国家試験（アマチュア無線を除く）を受ける場合（通算して2日まで）</p> <p>④ 海技士国家試験を受ける場合（通算して5日まで）</p> <p>⑤ 主事が必要と認め、授業中に呼び出した場合</p> <p>⑥ 集団発生胃腸炎により、学校が医療機関受診を促し、受診の事実が確定した場合</p> <p>⑦ 公傷の学生の医療機関受診に付き添った場合</p> <p>⑧ ヨット部員及びカッターパーク部員が小型船舶操縦士国家試験受験のため欠席した場合（1日（1回に限る））</p> <p>⑨ 高等専門学校体育大会等公式試合に出場する場合</p> <p>⑩ 学生が死亡したとき、学生代表として会葬した場合（日帰り可能な地区に限る（奨学後援会慶弔内規に基づく））、なお、当該学年の学生又は、同じクラブに所属する学生が会葬する場合もこれに準ずる。</p> <p>⑪ 外国人留学生がビザ更新手続きをする場合</p> <p>⑫ 本校が認める国際交流事業に参加する場合</p> <p>⑬ 学会やそれに準ずる場での研究発表をする場合</p> <p>⑭ 進路を決めるための公欠として、次のア～エの場合を認める。ただし、イの場合を除き、進路が決定した時点からは、公欠としない。</p> <p>ア 採用試験受験のための欠席（移動日を含む）</p> <p>イ 採用に伴う健康診断受診及び内定式等参加の</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | ための欠席 ウ 大学院入学試験受験のための欠席(移動日を含む) エ 大学院入学試験の受験を目的とする健康診断受診 のための欠席 | |
| | ⑯ その他 | |

2 公欠に相当する欠席

上記公欠に該当する事由ではないが、公欠に相当すると思われる場合は、教員会議において審議し、取扱いを決定する。